

震災復興と寄付・ボランティアの役割

山内 直人

東日本大震災は、地震、津波、原発事故が重なり、甚大で長期にわたる被害をもたらしたが、最近になってようやく復興の足音が聞こえるようになった。震災直後から、多くの義援金が寄せられるとともに、全国からボランティアも集まり、復旧・復興に大きな力となっている。しかし、16年前の阪神・淡路大震災と比較すると、より多くの義援金が集まる一方、ボランティアの出足は数分の一にとどまっているといわれる。

阪神大震災では、「ボランティア元年」と言われたように、のべ140万人を超えるボランティアが被災地に集結し、目覚ましい活躍をした。これに対し、今回は、被災地がきわめて広範囲に及び交通アクセスが悪いこと、津波の被害が大きいがれきの量が膨大であること、原発事故の影響で立ち入りできない地域があることなどが、ボランティアを躊躇させていると考えられる。

一方、寄付の流れも阪神大震災と比較して変化が見られる。阪神大震災では、1800億円に達する災害義援金が寄せられ、当座の生活資金あるいは見舞金として被災者に直接配分された。今回の震災では、寄せられた義援金の総額は、地震発生後2カ月にしてすでに阪神の時の義援金総額を上回っている。しかも、義援金とは別に、NPOやボランティア団体の活動をサポートする活動支援金も様々なルートで積極的に集められている。

たとえば、中央共同募金会では、「災害ボランティア・NPO活動支援のための募金」という名称で活動支援金を募集している。この活動支援金は、指定寄付金として指定され、寄付控除の対象になっている。中央共同募金会のホームページによれば、震災後2カ月半を経過した時点で、約20億円の活動支援金が集まっている。義援金と比較すると10分の1以下ではあるが、被災地支援や復興のために活動するNPOやボランティア団体をサポートするための貴重な財源になっている。

一般に、金銭・物資の寄付と時間・労働の寄付は、個人にできる社会貢献の二大手段である。甚大な災害に見舞われた被災地のために何か役に立

ちたいと思うとき、義援金、活動支援金、救援物資のような形でカネやモノを寄付することもできるし、ボランティアという形で時間あるいは労働を寄付することもできる。今回の震災のように、ボランティア活動に様々な制約があるときには、その代わりにせめて義援金や活動支援金を寄付しようと思うのは当然である。活動支援金は、受け取った団体が地元で有給スタッフを雇えば、被災地での雇用創出効果があり、雇用面からの復興支援になる。

今回の震災では、自治体自身も被災しており十分な初動の支援ができなかった。こうした状況下では、寄付やボランティアに支えられたNPOに大きな期待がかかる。しかし、本来自発的な行為である寄付やボランティアを十分確保するためには、税制など政策的な支援が必要である。

現行制度では、災害義援金や一定の条件を満たすNPOに支援金を寄付した場合、確定申告により寄付控除を受けることができる。民主党政権は、いわゆる「新しい公共」関連政策の一環として、寄付控除対象を大幅に広げることやインセンティブ効果の大きい税額控除の導入などを提案している。これらの制度改革が実施されれば民による災害復興を政策的に支援する体制が整備される。

これに対してボランティア活動に対する支援税制については、これまであまり議論されてこなかった。ボランティア活動は一種の無償労働なのでもともと所得税が課税されていないため、課税所得から控除するという考え方はなじまないが、交通費、食費などボランティア活動に必要な経費を税控除の対象とすることは可能であろう。寄付とボランティアは社会貢献の代替的な手段であるから、ボランティアに対する税制は寄付税制と均衡のとれたものにする必要がある。

これからの長い復興過程を見据えると、市民社会の力が充分発揮されるような制度の構築が急がれる。そのための政治的リーダーシップを期待したい。

(やまうち・なおと 大阪大学教授)